

高等学校における 障害のある生徒等への進路指導ガイド

進路指導をしていて、この生徒は

- ・自分のことをよく知って、考えて、進路先を選んでいるのだろうか？
- ・この方向に進んだその先がイメージできているのだろうか？

と不安になることはありませんか。

このまま進めて大丈夫だろうかと感じるときに、その生徒が特別な配慮を必要とする場合があります。

そんなときに、手にとって活用していただくことを目的にこのリーフレットを作りました。
困ったときなど必要なときにご活用ください。

目次

1 進路指導のポイント

(1) 生徒の自己実現に向けた指導・支援 p.1

(2) 地域資源の整理・活用 p.2

(3) 周囲の環境の充実 p.3

2 指導・支援の具体例 p.4

3 進学するとき p.5

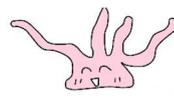
4 進学以外の進路に進むとき p.6~7

5 障害者雇用促進法について p.8

6 障害福祉サービス利用の流れ p.9

7 相談内容に応じた相談先の例 p.10~11

8 相談先について p.12~14



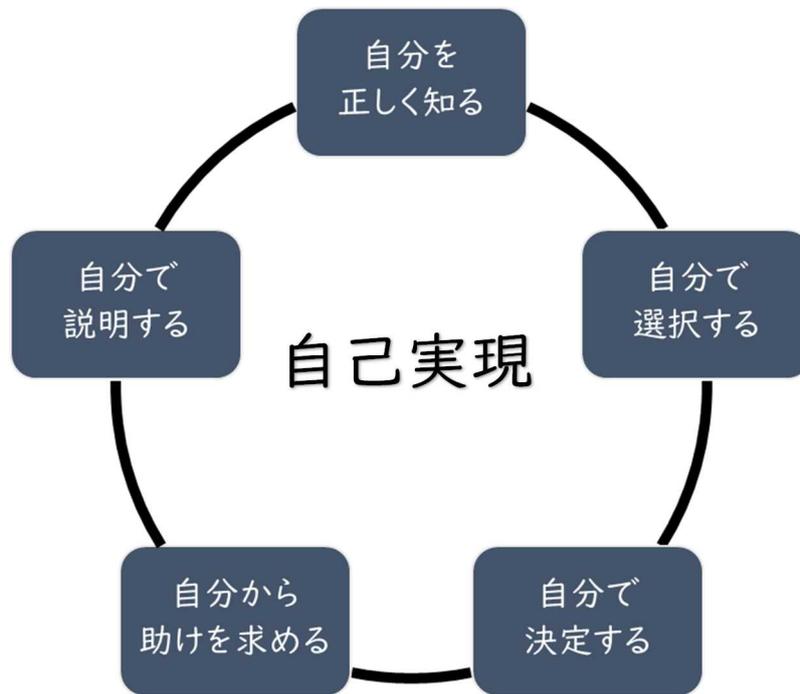
兵庫県立特別支援教育センター

令和3年3月

Ⅰ 進路指導のポイント

(1) 生徒の自己実現に向けた指導・支援

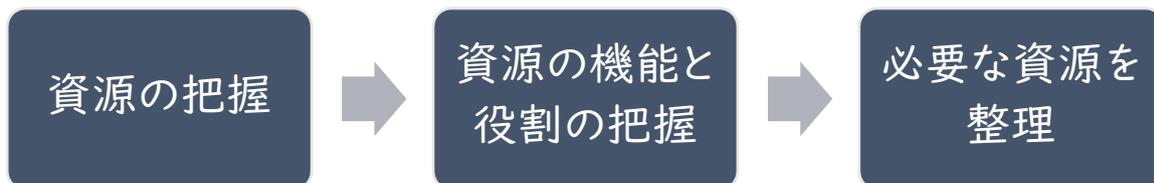
高等学校卒業後、大学等へ進学するのであれば、高等学校とは大きく環境が異なり、学生の主体性に重点が置かれます。また、企業等に就職するのであれば雇用契約を結びます。障害福祉サービスを利用する場合でも契約を結ぶことになります。自身の得意・不得意等を理解し、進路を選択することが求められています。自分らしい生き方ができる「自己実現」へと向かうよう支援していきましょう。そのためには5つの観点に注目して生徒の力を伸ばしていくことが大切です。



スキル	目的	指導方法(例)
自分を正しく知る	自分の得意なこと、苦手なこと、性格などを正しく理解すること	振り返る機会をもつ、自己評価だけでなく他者からの客観的な目線を取り入れる 等
自分で選択する	自分で「選ぶ」経験を積み、適切な選択を自分でできるようになること	日常生活場面で選択する機会を多くもつ、選んできたことを他者が評価する 等
自分で決定する	自分の生活や生き方について、主体的に決めることができるようになること	自分の考えと他者の考えを比較・検討させる、決定する根拠を明確にさせる 等
自分から助けを求める	困ったときに対応していき、必要に応じて周囲に助けを求めることができること	困ったときどうするかという工夫を考えさせる、周囲の人に相談したり関係機関を頼ったりする経験を在学中から積ませる 等
自分で説明する	合理的配慮を求めていく際に、自分に必要なサポートを自分で説明できること	自分の状態を自分で説明できるようにする、自分に必要なサポートを自分でまわりの人に説明できるようにする 等

(2) 地域資源の整理・活用

生徒を支えていくためのさまざまな地域資源(リソース)を整理・活用すると、より充実した進路指導を行うことができます。特別な配慮を必要とする生徒の進路指導を支えるのは、学校はもちろんのこと、その生徒を取り巻くさまざまな資源です。その資源を活用するには、①どのような資源があるのかを把握する、②資源の機能と役割を把握する、③必要な資源を整理する、という手順を踏まえて行っていくことが望まれます。



その際、「関係機関リスト」等で関係機関を具体的に示すことが大切です。関係機関の種類(教育、医療、福祉、労働等)や、連絡先、担当者、支援内容など、より具体的な内容を盛り込むことによって、学校での関係機関等に対する関心を高めたり共通理解を深めたりする上で意義深いものとなります。実際に連携する際にも、どこにつながっているかを把握しやすくなります。また、必要に応じて情報を書き加えることにより、学校の財産となっていきます。作成したリストは、職員室に掲示したり、印刷して職員会議等で配布したりすると、さらに学校全体の理解の深まりにつながります。

生徒個人がつながっている支援機関は、個別の教育支援計画に記しましょう。

必要な支援を適切に受けるためには、支援機関と早期につながることも大切です。

関係機関リスト(例)

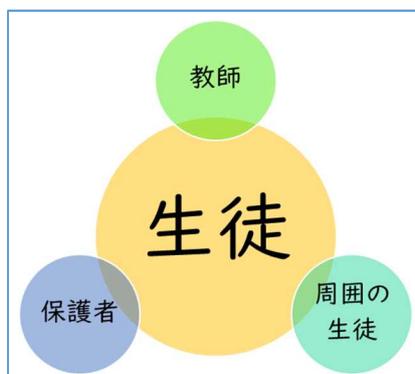
種類	場所	担当者	内容
教育	〇〇〇特別支援学校 TEL ×××-×××-×××× 〇〇大学 学生支援課 TEL ×××-×××-××××	特別支援教育 Co △△先生 △△ 様	学期に2回程度の巡回相談、研修講師の依頼、教材提供 進学後の合理的配慮について、学生生活についての相談
労働	〇〇障害者就業・生活支援センター TEL ×××-×××-×××× ハローワーク〇〇 TEL ×××-×××-××××	△△ 様 △△ 様	就職に向けての相談、卒業後の見守り体制 就職先斡旋

作成するメリット

- 👉 どこにつながっているかを把握しやすく、生徒にとって必要な資源を確認することができます。
- 👉 役割を示すことにより、支援内容に沿った連携先を考えるツールとなります。

(3) 周囲の環境の充実

特別な配慮を必要とする生徒が在学中また卒業後も豊かに過ごしていくためには、周囲の理解が必要不可欠です。特に、学校においては「教師の理解」「保護者との連携」「周囲の生徒との関係性」が大切になります。



どのように充実させていくか

(1) 教師の理解

- 教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意しましょう。
- 多面的・多角的に生徒を理解するために研修を活用しましょう。
 - ⇒校内研修の場合、障害についてだけでなく、本人を支える仕組みである福祉制度についても取り入れる
 - ⇒インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」(国立特別支援教育総合研究所)を活用する
 - ⇒県立特別支援教育センターの研修や、講師派遣研修を活用する など

(2) 保護者との連携

- 保護者は生徒の最も身近で主要な存在です。共に支えるという姿勢を大切にしましょう。
 - ⇒保護者の意見や意向に耳を傾ける
 - ⇒保護者とのコミュニケーションがとりやすい環境や方法を工夫する
 - ⇒生徒の情報を共有し、共通理解を深めながら対応策について検討していく など

(3) 周囲の生徒との関係性

- 生徒が、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが共生社会の実現につながります。
 - ⇒一人ひとりの個性を大切にだけでなく、一人ひとりの違いを尊重し合い、共に高め合っていくとする集団づくりを行う
 - ⇒交流及び共同学習*を通して、多様性や個性を認め尊重し、共に助け合い支え合って生きていく力へつなげる など

* 交流及び共同学習・・・学校教育の一環として障害のある生徒と障害のない生徒が共に学習活動をする事。

2 指導・支援の具体例

兵庫県内の高等学校、大学では以下のような指導や支援が行われています。

高等学校

- 場面緘黙の生徒が就職試験（面接試験）の時、筆談で答えられるよう指導した。また、就職先にも連絡して、筆談で答えることの配慮を申し出て了解を得た。（A 高校）
- 聴覚障害（軽度難聴）がある生徒に対して、現在の生活でなされている合理的配慮と自分の障害の状態を踏まえて、進学先で申請する配慮を考えるよう指導した。（B 高校）
- 自分の得意、苦手等を一緒に確認しながら、自分の取り扱い説明書を作った。それをもとに移行支援計画を作り、進路先につなげた。（C 高校）
- 進学先を想定したセルフアドボカシー^{*}スキルの習得を目指し指導している。（D 高校）

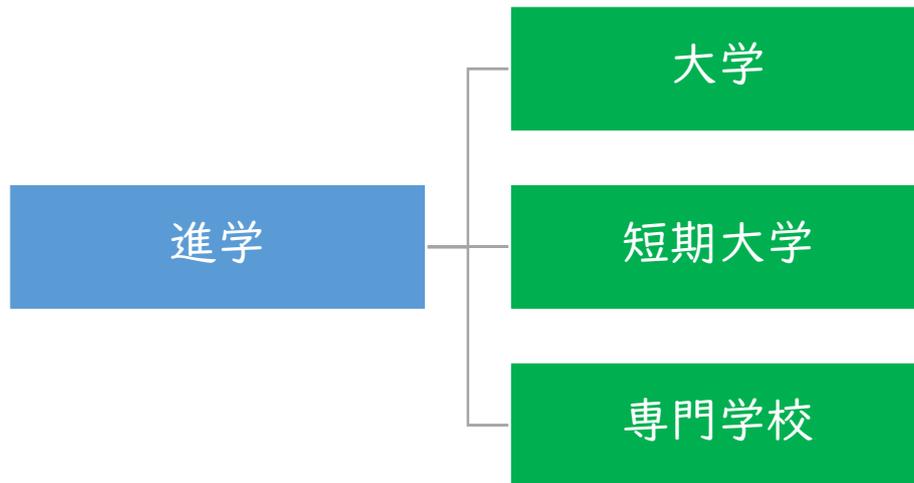
※セルフアドボカシー…日本語では「自己権利擁護」といい、障害や困難のある当事者が、自分の利益や欲求、意思、権利を自ら主張すること。

大学

- 社会福祉法人と連携し、修学支援での学生との関わりをとおして学生本人がどのように社会と関わりたいか、強みをどう活かしたいかについてなど、一人ひとりの学生との対話を通じて修学支援コーディネーターと就労支援コーディネーターが情報共有を行っている。それをベースに自己理解や就労イメージを深めることを目的とした、グループワークや学内実習、企業見学などの、就労支援プログラムを実施している。（関西学院大学）
- キャンパスライフ支援センターを設置し、障害のある学生に対し、修学に関連した合理的配慮に関する相談や面談をおこない、学生の所属学部と相談し決定している。また教員および学生に対して定期的に配慮内容の実施状況を確認するなどしてフォローアップをおこなっている。人間発達環境学研究科鳥居研究室では、発達障害のある高校生が、大学生活についてのイメージを持ち、自分に必要な配慮を考える機会を作ることで、大学入学後に自らの能力を十分に発揮できるようにと、「神戸大学移行支援プログラム(TKUP)」の研究をすすめている。（神戸大学）
- 障害学生支援室を設置し、学生生活支援や修学支援をおこなっている。支援・配慮の内容は、障害のある学生一人ひとりの希望に合うように、学内外の様々な機関と連携しながら、障害のある学生本人との話し合いを通じて決めている。また、学務課に特別支援コーディネーターを配置し相談しやすい環境を作っている。（兵庫教育大学）

3 進学するとき

進学先には、「大学」「短期大学」「専門学校」等があり、「通学して学ぶ」方法と「通信制で学ぶ」方法があります。



進学先を決定するときには、進学後の生活も見据えて、生徒が以下のポイントを理解しておくことが大切です。

学び方について

- ・ 高等学校との環境の違い（自主性に重点が置かれる等）を知る
- ・ 何が得意で何が苦手かといった自己理解を深める
- ・ 学びやすいスタイルを知る

困ったときに どうするか

- ・ 学生生活における相談窓口について確認する
- ・ 困る前にあらかじめ相談先とつながっておく

進学先を卒業後 どうするか

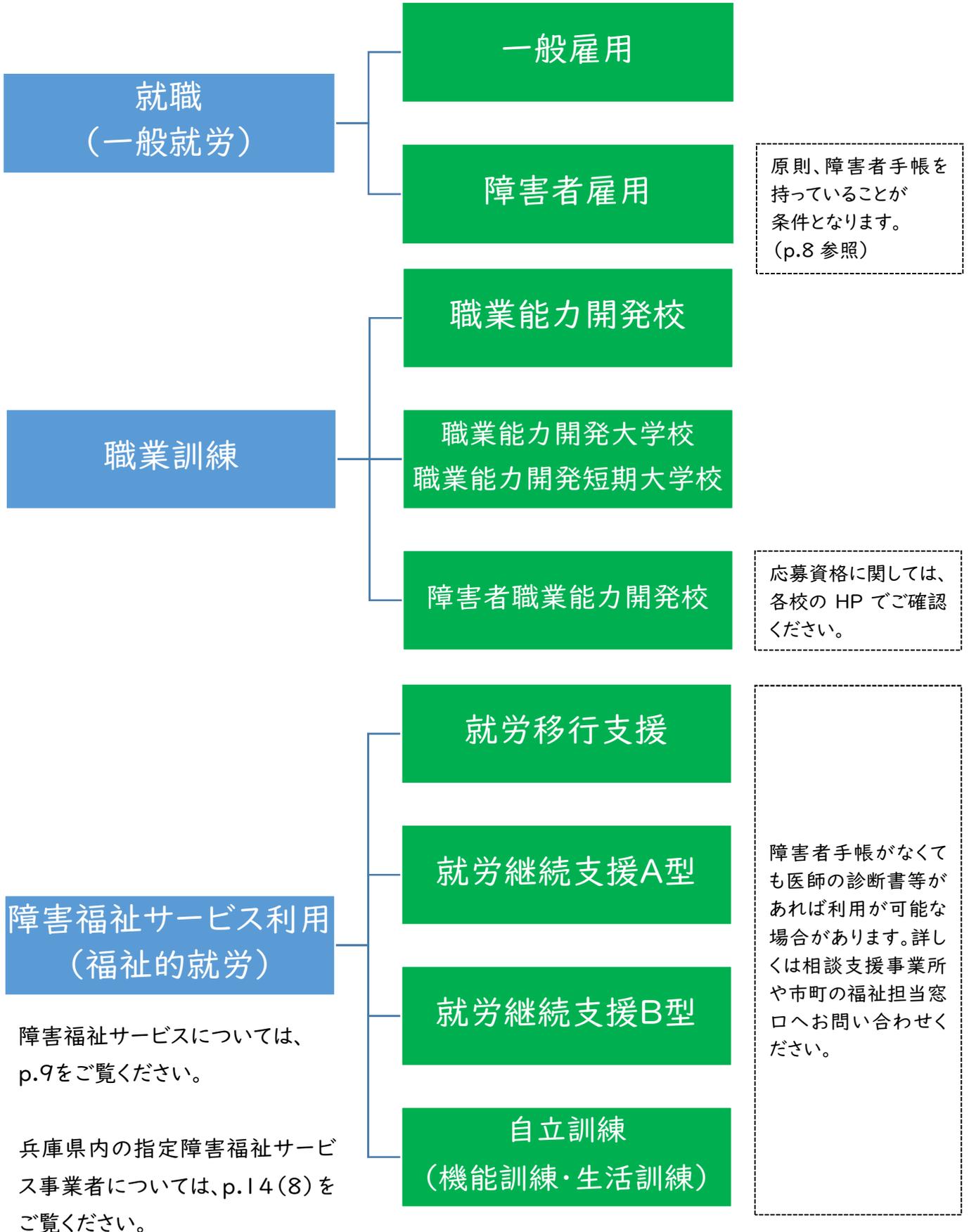
- ・ 進学先を卒業後どういう仕事をしたかという見通しをもつ
- ・ したいことと学ぶ内容がマッチするか確認する

など

また、これまでの支援の内容や方法、これまでに受けた合理的配慮とその効果、つながっている支援機関等が引き継がれれば、進学先での学びをよりスムーズに始められます。高等学校在学中に作成・活用している個別の教育支援計画を、本人・保護者の同意を得て進学先に引き継ぎます。

4 進学以外の進路に進むとき

進学以外の進路にはどのようなものがあるかをまとめました。内容の詳細は p.7 で確認してください。



用語の説明

一般雇用	一般の就職活動で、企業の応募条件を満たす人物を雇用すること。
障害者雇用	障害のある人・障害のない人の双方が、同じように能力・適性に応じた雇用の場に就けるようにするため、各事業主や自治体を中心となって障害のある人を雇用すること。障害者雇用促進法(p.8 参照)によって規則が定められ、それに基づいて各事業主や自治体を実施している。ジョブコーチ(p.8 参照)による支援が受けられる場合がある。

職業能力開発校	知識や技能・技術を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練を受ける施設。
職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校	高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する施設。
障害者職業能力開発校	一般の職業能力開発施設において職業訓練を受講することが困難な障害者等を対象とした職業訓練を実施する施設。

就労移行支援	就職するために必要なスキルを身につける。利用期間は原則2年以内である。
就労継続支援 A 型	事業所と雇用契約を結んで働く。最低賃金以上の給与が発生する。雇用契約に基づきながら、一般就労を目指す。
就労継続支援 B 型	事業所と雇用契約を結ばずに働く。作業分に応じた報酬の支払いがある。就労の機会を得て、就労継続支援 A 型・一般就労を目指す。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練をおこなう。

障害の開示・非開示について

障害を開示するか、非開示にするかは、本人・保護者の思いをよく聞き取り、話し合いを重ね、最終的には本人・保護者が決めていくことが大切です。開示するか、非開示にするかのメリット・デメリットは、一人ひとりの状況によって異なります。また障害を開示する場合、誰にどこまで開示するのかといった視点も重要になります。本人・保護者や学校だけで抱え込まず、専門家に相談し、外部の支援機関も含めた支援体制も視野に入れて、丁寧に考えていきましょう。

5 障害者雇用促進法について

障害者雇用促進法では、障害のある人の職業の安定を実現するための取組を定めています。障害者雇用促進法における障害者の定義は以下のとおりです。

身体障害者	身体障害者手帳を持つ人
知的障害者	療育手帳を持つ人、または知的障害者判定機関の意見書を持つ人
精神障害者 (発達障害者を含む)	精神障害者保健福祉手帳を持つ人のうち、症状が安定し、就労が可能な状態にある人 統合失調症、躁うつ病（躁病およびうつ病も含む）、てんかんのある人のうち、症状が安定し、就労が可能な状態にある人
その他の 心身の機能障害者	その他の心身の機能の障害があるために、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な人

障害者雇用促進法では、企業が雇用しなければならない障害者の割合（法定雇用率）を定めています。令和3年3月1日から、法定雇用率が2.3%に広がりました。

また、障害のある人の職業の安定を実現するために、職業リハビリテーションの推進が定められています。職業リハビリテーションとは、障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介などの方策を行うことで、障害のある人の職業生活における自立を実現することを指します。障害者雇用促進法では、職業リハビリテーションを実施する機関として、「障害者職業センター」(p.12(3))「障害者就業・生活支援センター」(p.12(4))「ハローワーク(公共職業安定所)」(p.12(1))の3つの施設が定められています。

さらに、差別の禁止と合理的配慮の提供義務が説明されています。合理的配慮は、障害がある人であっても、障害のない人と同様に社会活動に参加し、自分らしく生きていくための必要な調整や変更をする、という考え方のもと提供されるものです。

詳しくは、右記の厚生労働省のHPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/03.html



ジョブコーチ支援について

ジョブコーチ支援は、障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指しています。

ジョブコーチ支援の利用には、本人と企業の両者の同意（利用希望）が必要です。支援を受けるためには、障害者手帳を取得していること、もしくは医師の診断を受けていることが必要になります。雇用前実習、雇用と同時、雇用後（在職中や復職）のいずれのタイミングでも利用できます。

ジョブコーチ支援については、p.12(3)の兵庫障害者職業センターにお問い合わせください。

6 障害福祉サービス利用の流れ

○相談支援事業所【p.14 相談先(8)】や、各市町の福祉担当窓口【p.14 相談先(9)】に相談する

○福祉サービスの利用を希望する場合、各市町の福祉担当窓口申請し、障害支援区分認定を受ける

○「サービス等利用計画案」を作成する
「指定特定相談支援事業者」【p.14 相談先(8)】が作成

○各市町の福祉担当窓口「サービス等利用計画案」を提出する

支給決定

○「サービス等利用計画」の作成
「指定特定相談支援事業者」【p.14 相談先(8)】が作成

サービス利用の開始

障害福祉サービスとは、身体や知的、精神に障害のある方や特定の疾患のある方が地域のなかで生活を続けていけるよう、支援するサービスのことです。

詳しくは下記の厚生労働省のHPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html



用語の説明

障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いをあらわす6段階の区分。区分1～6があり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。

サービス等利用計画

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し、作成するもの。

指定特定相談支援事業者

障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行う。

7 相談内容に応じた相談先の例

相談内容	相談先の例	連絡先
○大学等の入試で受けられる合理的配慮	大学入試センター 各大学等の入試課 等	
○入学後に受けられる合理的配慮 ○入学後の学校生活	オープンキャンパス、学校説明会、 各大学の学生支援室 等	
○卒業後の就職に向けた進路相談 ○就職前・就職後の就業面と生活面の相談支援	障害者就業・ 生活支援センター	p.12相談先(4)へ
○仕事や将来について ○障害の開示・非開示 ○障害受容	発達障害者 支援センター	p.13相談先(5)へ
○障害者雇用に関する相談	ハローワーク	p.12相談先(1)へ
○職業評価※ ○ジョブコーチ	障害者職業センター	p.12相談先(3)へ
○働く前の就労に関する相談 ○働きはじめてからの就労に関する相談	地域若者サポートステーション(サポステ) ジョブカフェ	
○障害福祉サービス利用に関する相談	相談支援事業所	p.14相談先(8)へ
○障害福祉サービス利用に関する相談 ○福祉に関する相談	市町の 障害福祉担当窓口	p.14相談先(9)へ
○診断・服薬等	医療機関	p.14相談先(7)へ
○家庭環境	こども家庭センター 【児童相談所】	p.13相談先(6)へ

※職業評価・・・就職を希望する障害のある方を対象に、働く上でのセールスポイントや、力を発揮できる職場環境を理解したり、安定して働く上での支援内容(支援ポイント)を整理したりするために実施するもの。

年齢(18歳未満か以上か)によって窓口が異なる場合があります。

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域において特別支援教育を推進するにあたって中核的な役割を担っています。高等学校における特別支援教育の推進や生徒の指導・支援に関する相談にもセンター的機能を活用することが可能です。

(1) 小・中学校等の教員への支援機能	(2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
(3) 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能	(4) 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
(5) 小・中学校等の教員に対する研修協力機能	(6) 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

<センター的機能の活用例>

- 個々の生徒の指導に関する助言・相談
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に関する助言
- 教材・教具に関する情報提供
- 特別支援教育に関する校内研修講師 等

兵庫県教育委員会では、各特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、地域別、機能別の「支援マップ」を作成しています。(下記 URL 参照)

地区ごとの支援マップから、該当生徒の障害種別(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)に応じた特別支援学校に、また発達障害等のある場合は、近隣の特別支援学校にお問い合わせください。(窓口:教頭)

市町立学校については、市町教育委員会を通じて特別支援学校にお問い合わせください。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/> (兵庫県教育委員会事務局 特別支援教育課 HP)



8 相談先について

(令和3年3月4日現在)

(1) ハローワーク

◆兵庫県内のハローワーク一覧です。(兵庫労働局 HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html



(2) 特別支援学校

◆職業に関する専門学科を設置する県立特別支援学校(4校)

学校名	電話番号	郵便番号	所在地
兵庫県立西神戸高等特別支援学校	078-991-2050	651-2204	神戸市西区押部谷町高和1557-1
兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	072-773-5135	664-0027	伊丹市池尻7丁目108番地
兵庫県立高等特別支援学校	079-563-0689	669-1515	三田市大原梅の木1546-6
兵庫県立播磨特別支援学校	0791-66-0091	679-4002	たつの市揖西町中垣内乙135番地1

◆県内の特別支援学校一覧 (兵庫県教育委員会 HP)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/gakkou.html>



(3) 兵庫障害者職業センター

名称	電話番号	郵便番号	所在地
兵庫障害者職業センター	078-881-6776	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2

(4) 障害者就業・生活支援センター

センター名	電話番号	郵便番号	所在地
神戸障害者就業・生活支援センター	078-672-6480	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1
阪神南障害者就業・生活支援センター	0797-22-5085	659-0051	芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階
阪神北障害者就業・生活支援センター	072-770-8664	664-0858	伊丹市西台5丁目 1-11
加古川障害者就業・生活支援センター	079-438-8728	675-0002	加古川市山手1-11-10
北播磨障害者就業・生活支援センター	0794-84-1018	673-0534	三木市緑が丘町本町2-3 三木精愛園内
姫路障害者就業・生活支援センター	079-280-1990	670-0955	姫路市安田3丁目1番地 姫路市総合福祉センター内
西播磨障害者就業・生活支援センター	0791-43-2393	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内
但馬障害者就業・生活支援センター	0796-37-8458	668-0026	豊岡市元町12番15号
丹波障害者就業・生活支援センター	079-554-2339	669-2314	丹波篠山市東沢田240-1
淡路障害者就業・生活支援センター	0799-38-6181	656-0013	洲本市下加茂1-6-6 くにうみの里内

(5) 発達障害者支援センター

相談の流れについては、下記の HP をご確認ください。

◆ひょうご発達障害者支援センター クローバー

<http://auc-clover.a.la9.jp/riyou.html>



◆神戸市発達障害者支援センター

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86919/kosodate/sodan/hattatsushogai/sodan.html>



名称	電話番号	郵便番号	所在地
ひょうご発達障害者支援センター クローバー	079-254-3601	671-0122	高砂市北浜町北脇 519
芦屋ランチ	0797-22-5025	659-0015	芦屋市楠町 16-5
加西ランチ	0790-43-3860	675-2321	加西市北条町東高室 959-1
豊岡ランチ	0796-37-8006	668-0065	豊岡市戸牧 1029-11(北但広域療育センター 風内)
宝塚ランチ	0797-71-4300	665-0035	宝塚市逆瀬川 1 丁目 2-1 アピア 1-4F
上郡ランチ	0791-56-6380	678-1262	赤穂郡上郡町岩木甲 701-42(地域障害者多目的作業所 フレンズ内)
神戸市発達障害者支援センター	078-382-2760	650-0016	神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市総合福祉センター3階
発達障害者東部相談窓口	078-882-0010	657-0846	神戸市灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内1階
発達障害者中部相談窓口	078-672-6497	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内2階
発達障害者西部相談窓口	078-708-6078	655-0893	神戸市垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階
発達障害者北部相談窓口	078-907-6117	651-1245	神戸市北区谷上東町8-21 シャトーノールデュエ II 1階

(6) こども家庭センター(児童相談所)

名称	電話番号	郵便番号	所在地
中央こども家庭センター	078-923-9966	673-0021	明石市北王子町13-5
洲本分室	0799-26-2075	656-0021	洲本市塩屋 2 丁目 4-5(洲本総合庁舎内)
加東こども家庭センター	0795-27-8250	679-0212	加東市下滝野 1269-2 加東市元滝野庁舎 2 階
西宮こども家庭センター	0798-71-4670	662-0862	西宮市青木町 3-23
尼崎こども家庭センター	06-4950-5001	661-0974	尼崎市若王寺2-18-3
川西こども家庭センター	072-756-6633	666-0017	川西市火打 1 丁目 12-16(キセラ川西プラザ 3F)
丹波分室	0795-73-3866	669-3309	丹波市柏原町柏原 688(柏原総合庁舎内)
姫路こども家庭センター	079-297-1261	670-0092	姫路市新在家本町 1 丁目 1-58
豊岡こども家庭センター	0796-22-4314	668-0063	豊岡市正法寺 446
神戸市こども家庭センター	078-382-2525	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-1
明石こどもセンター	078-918-5097	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4-7

※名称等は令和3年4月以降

(7) 発達障害に関する診断が行える機関

◆医療機関や相談窓口が示してあります。(兵庫県 HP)

<https://web.hyogo.lg.jp/kf08/syohuku/kodomohattatu.html>



(8) 指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業所

◆指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業所一覧です。(兵庫県 HP)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hwl9_00000221.html



(9) 各市町の発達障害相談窓口、福祉相談窓口一覧

◆各市町の発達障害相談窓口、福祉相談窓口一覧です。(兵庫県 HP)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syohuku/hattatushougai.html>



兵庫県立特別支援教育センター

名称	電話番号	郵便番号	所在地
兵庫県立特別支援教育センター	078-222-3604	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3F

○教育相談、ひょうご学習障害相談室

気になる生徒のことについて、相談を行っています。

- 気になる生徒がいるが、何に困っているのかわからない
- 個別の支援を考えているが、具体的にどうしたらよいかかわからない
- 保護者に専門家の相談を勧めたいが、相談場所がわからない など

リーフレット

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/sodan/>



○ひょうご専門家チーム

発達障害のある生徒の個別のケースについて、学校へ専門家チームを派遣します。
専門的なアドバイスを受けることができます。

くわしくは、兵庫県立特別支援教育センターの HP をご覧ください。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~tokucen-bo/>

